

菊池市告示第218号

令和8年度菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月31日

菊池市長 江 頭 実

令和8年度菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和8年度菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、原油価格の高止まり等が長期化する中、影響を受けている道路運送事業等を営む事業者に、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市民の日常生活に必要不可欠な物資の運送や公共交通の運行等について、その維持を図り、もって市民生活の安全安心の確保につなげることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 令和8年8月1日(以下「基準日」という。)時点において、次条に規定する補助対象事業の実施に必要な許認可等を有し、申請時点において、市内で継続して補助対象事業を営んでいること。
- (2) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第4条第1項第2号若しくは同法第35条第2項第3号の事業計画に記載した営業所又は同法第36条第1項の規定により届け出た営業所が市内に位置すること。
- (3) 交付申請後においても、市内で補助対象事業の継続の意思があること。
- (4) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと若しくはそれらと密接な関係を有しない者であること。
- (5) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業で、同法第3条の許可を受けている事業
- (2) 貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業で、同法第35条第1項の許可を受けている事業
- (3) 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業で、同法第36条第1項の届出を行っている事業
- (4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業で、同法第4条第1項の許可を受けている事業
- (5) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業で、同法第4条第1項の許可を受けている事業
- (6) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業で、同法第4条の認定を受けている事業
(補助対象車両)

第5条 この補助金の補助対象車両は、補助対象者が補助対象事業の用に供する車両のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 基準日において、補助対象者が所有し、又はリース契約により借り受け、かつ、熊本運輸支局に登録され、常時使用されている事業用自動車であること。ただし、前条第6号に規定する事業の場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第7項に規定する随伴用自動車であること。
- (2) 自動車検査証記録事項等における「使用の本拠の位置」が菊池市内であること。
- (3) 自動車検査証記録事項等における「有効期間の満了する日」が、第7条に規定する交付申請をする日以降であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、補助対象車両の区分に応じ、別表に定める額に、当該区分に該当する補助対象車両の台数を乗じて得た額を合計した額とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

2 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付の申請及び請求)

第7条 補助金の交付を申請しようとする事業者(以下「補助事業者」という。)は、令

和 8 年度菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める交付申請期限までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和 8 年度菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援補助金対象車両一覧(様式第 2 号)
- (2) 補助対象事業を営んでいることを証明する、次のいずれかの書類の写し
 - ア 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けていることを証する書面(道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定によりみなされる許可に係るものを含む。)の写し(貨物軽自動車運送事業者及び自動車運転代行業者を除く。)
 - イ 運輸局への事業経営届出書又は事業経営変更等届出書の控え(受付印があるもの)等の写し(貨物軽自動車運送事業者に限る。)
 - ウ 自動車運転代行業に係る公安委員会からの認定書等の写し(自動車運転代行業者に限る。)
- (3) 全ての補助対象車両の自動車検査証記録事項等の写し
- (4) 随伴用自動車の車体ナンバー及び車体に掲示する認定番号が確認できる写真(自動車運転代行業者に限る。)
- (5) 本社及び事業者の所在地並びに事業内容を記載した書類の写し
- (6) 代表者の本人確認書類の写し(個人事業主に限る。)
- (7) 補助金の振込口座が確認できる通帳等の写し
- (8) 誓約書兼同意書(様式第 3 号)
- (9) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定、確定等)

第 8 条 市長は、前条の規定による交付申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは令和 8 年度菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援補助金交付決定書兼確定通知書(様式第 4 号)により、不適当と認めたときは令和 8 年度菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援補助金不交付決定通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定及び確定の通知を行ったときは、速やかに申

請者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び規則に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第6条関係)

交付対象車両の区分			補助金額
一般・特定貨物自動車運送事業	最大積載量 2トン超え	緑(黒)ナンバー	40,000円/台
貨物軽自動車運送事業	最大積載量 2トン以下		20,000円/台
一般貸切旅客自動車運送事業	貸切バス		40,000円/台
一般乗用旅客自動車運送事業	タクシー		20,000円/台
自動車運転代行業	運転代行	随伴用登録車両	20,000円/台
備考			
1 リース車両については、自動車検査証記録事項等に記載の使用者が申請者と同一			

の個人又は法人であること。

2 次の車両は対象外とする。

- (1) 電気自動車、水素自動車及び原動機付き自転車を含む自動二輪車
- (2) 小型特殊自動車(フォークリフト、農業用トラクター等)、被けん引車(原動機の搭載がないもの)、霊柩車及び路線バス

